

○追手門学院大学教員評価教育研究業績評価実施要項

2009年10月26日

制定

(趣旨)

第1条 この要項は、追手門学院大学教員評価教育研究業績評価実施規程(以下「評価規程」という。)に基づき、教員評価教育研究業績評価の適切な実施に関し、必要な事項を定める。

(評価の実施体制)

第2条 教員評価教育研究業績評価の実施については、評価規程第5条に規定される、全学教員評価委員会(以下「委員会」という。)が行う。

(評価領域等の設定)

第3条 評価領域等は、次のとおりとする。

(1) 評価領域

評価規程第7条に定める教育活動、研究活動、社会貢献活動及び大学運営活動の4領域とする。

(2) 重み付け

重み付けは、職名及び評価領域ごとに別表のとおりとする。ただし、自己裁量分を設け、その設定については、所属の学部長、基盤教育機構長又は副学長(総務領域担当)(以下「学部長等」という。)と協議のうえ行う。

(3) 評価実施単位

実施単位は、教員が所属する学部、基盤教育機構及びその他の研究所・センターとし、評価実施単位ごとの評価結果の取りまとめは、学部長等が行う。

(4) 評価項目

評価項目は、「教員評価票1(教育活動目標設定シート)」「教育活動目標設定シート」(所定の様式)及び「教員評価票2」「教育研究業績評価票」(所定の様式)において、領域ごとに設定し、総合的に評価する。

(評価対象期間)

第4条 教員評価教育研究業績評価の評価対象期間は、次のとおりとする。

(1) 教育活動 前年度

(2) 研究活動 過去3年間(年度単位)

(3) 社会貢献活動 前年度

(4) 大学運営活動 前年度

(評価の実施)

第5条 評価の実施については次のとおりとする。

(1) 評価の対象となる教員は、教育研究活動等の状況と実績について、毎年、以下に掲げる評価に関する資料を作成し、所定の期日までに学部長等に提出する。

## 教育活動目標設定シート

### 教育研究業績評価票

- (2) 各教員は、「教員評価票 1(教育活動目標設定シート)」「教育活動目標設定シート」にて、4月1日から翌年3月31日までの1年間の教育活動目標を設定する。目標設定は、毎年度4月に行う。毎年度4月に行い、学部長等との面談のうえ、決定する。
- (3) 各教員は、当該年度末に「教員評価票 1(教育活動目標設定シート)」「教育活動目標設定シート」に、達成状況、成果と改善に向けての今後の目標及び自己評価を記入して、学部長等に提出する。
- (4) 各教員は、毎年、教育研究業績データベースに自己の教育研究活動状況を入力するとともに、その入力情報に基づき、「教員評価票 2」「教育研究業績評価票」を作成する。教育研究業績データベースの入力情報の根拠資料として刊行物等を提出させる場合がある。
- (5) 学部長等は、評価実施単位ごとに、領域別評価及び総合評価を行う。
- (6) 学部長等は、教員から提出された資料に基づき、4領域における活動状況を公平かつ客観的に評価し、評価結果を速やかに委員会に提出する。
- (7) 学長は、学部長等の評価を踏まえ、委員会の議を経て、各教員の評価を決定する。
- (8) 委員会は、当該年度の10月末日までに評価結果を教員に通知する。

(意見の申し出)

第6条 教員は、自己の評価結果に関して意見を申し出ることができる。

2 委員会は、教員から意見の申し出があった場合、意見に対する所見を述べなければならない。

(評価結果の活用)

第7条 改善の必要があると評価された教員は、所定の期日までに「改善計画書」(所定の様式)を学部長等に提出しなければならない。

(評価の公表)

第8条 教員評価教育研究業績評価の結果は、本学全体として集計したものを大学教育研究評議会の議を経てに報告し、翌年度の5月7月までに公表する。

2 公表の対象年度は、前年度分とする。

(事務所管)

第9条 実施要項に関する事務は、大学事務課理事長・学長室が行う。

(要項の改廃)

第10条 この要項の改廃は、委員会の議を経て、大学教育研究評議会が行う。委員会の意見を聞き、大学教育研究評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この要項は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、2016年4月1日から施行する。

別表

第3条第1項第2号の「重み付け」は、次のとおりとする。

いずれかの領域に自己裁量10%分を加えて4領域の重みの合計が100%となるよう定める。

評価領域	教授	准教授	講師
教育活動	40%	35%	35%
研究活動	25%	35%	35%
社会貢献活動	10%	10%	10%
大学運営活動	15%	10%	10%